

申請書・届出書類の記入例

京都府

(令和6年12月)

目 次

(1) 【様式第1号】建設業許可申請書	1
(2) 【〔様式第1号、第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙1】役員等の一覧表	4
(3) 【〔様式第1号〕別紙2(1)、〔第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙2、〔第22号の10〕別紙1】 営業所一覧表(新規許可等)	5
(4) 【〔様式第1号〕別紙2(2)】営業所一覧表(更新)	7
(5) 【〔様式第1号〕別紙4、〔様式第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙3、〔様式第22号の10〕・別紙2】 営業所技術者等一覧表	8
(6) 【様式第2号】工事経歴書	10
(7) 【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額	13
(8) 【様式第4号】使用人数	14
(9) 【様式第6号】誓約書	15
(10) 【様式第7号】常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	16
(11) 【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書	18
(12) 【様式第7号の2】常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	19
(13) 【様式第7号の2別紙1】常勤役員等の略歴書	24
(14) 【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	25
(15) 【様式第7号の3】健康保険等の加入状況	26
(16) 【様式第8号】営業所技術者等証明書(新規・変更)	27
(17) 【様式第9号】実務経験証明書	31
(18) 【様式第10号】指導監督的実務経験証明書	32
(19) 【様式第11号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	33
(20) 【様式第12号】許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の 役員等)の住所、生年月日等に関する調書	34
(21) 【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に 関する調書	35
(22) 【様式第14号】株主(出資者)調書	36
(23) 【様式第20号】営業の沿革	37
(24) 【様式第20号の2】所属建設業者団体	38
(25) 【様式第20号の3】主要取引金融機関名	39
(26) 【様式第22号の2】変更届出書(第一面)	40
(27) 【様式第22号の2】変更届出書(第二面)	41
(28) 【様式第22号の3】届出書	44

(29) 【様式第 2 2 号の 4】 廃業届	-----	46
(30) 【別記第 1 号様式】 変更届出書	-----	48
(31) 【様式第 22 号の 5】 譲渡及び譲受け認可申請書	-----	49
(32) 【様式第 22 号の 7】 合併認可申請書	-----	53
(33) 【様式第 22 号の 8】 分割認可申請書	-----	57
(34) 【様式第 22 号の 6】 誓約書	-----	61
(35) 【様式第 22 号の 10】 相続認可申請書	-----	62
(36) 【様式第 22 号の 11】 誓約書	-----	65

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば□A□建設□工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □0□2「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 □0□4「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 □0□5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、□0□4「許可を受けようとする建設業」の欄及び□0□5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 □0□6「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 □0□7「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A 建設
B 建設 (有) □

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 □0□8「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 □0□9「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合

- はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。
- 14 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 15 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 16 「許可換えの区分」の欄並びに 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。
「大臣
「旧許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の
知事 」
分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば又は月日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13□のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

(4) 【〔様式第1号〕別紙2(2)】営業所一覧表(更新)

別紙二(2)

(用紙A4)

営業所一覧表(更新)

営業所の名称	所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業		
		特定	一般	
営主 業た 所る	本店	京都府京都市上京区 下立売通新町西入藪ノ内町3-5 (〒602-8570・075-414-5222)	土、と、ほ、 園、水	建、大、屋、 管、内
従 た る 営 業 所	京田辺営業所	京都府京田辺市田辺明田1 (〒610-0331・0774-62-0047)		建、管

主たる営業所の所在地が、登記上と事実上で異なる場合は2段書きにする

記載要領

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、(様式第1号)許可申請書 記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

(5) 【〔様式第1号〕別紙4、〔第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙3、〔第22号の10〕別紙2】営業所技術者等一覧表

別紙四（別紙三、別紙二）

営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 10 月 1 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	キョウト 知 京都 太郎	土-9、と-9、 ほ-9、水-9 園-9	13 33
本店	ホケニ ジョウ 乙訓 二郎	建-7、大-7、 屋-7、内-7 管-7	38 30
京田辺営業所	ケタベ サブロー 田辺 三郎	建-4 管-7	02 30

「建設業許可申請書別紙 営業所一覧」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所別に分けて記入

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

(6) 【様式第2号】工事経歴書

建設業の種類ごとに作成

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

(用紙A4)

共同企業体(JV)として
行った工事には「JV」と記入

該当するものにマルをする

工事経歴書

各工事現場に置かれた配置技術者について、
該当する箇所にレ印を記入

(建設工事の種類) 造園工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月	
京都府	元請		〇〇公園施設整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇		レ	45,000千円	千円	平成26年 5月	平成26年 9月
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		9,000千円	千円	平成26年 3月	平成26年 5月
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		8,000千円	千円	平成26年 6月	平成26年 7月
A	元請		A 邸植栽工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		5,000千円	千円	平成27年 1月	平成27年 2月
〇〇土木(株)	下請		B 邸植栽工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		6,000千円	千円	平成26年10月	平成26年11月
(株)〇〇建設	下請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		(4,000) 10,000千円	千円	平成27年 2月	平成27年 6月
									千円	平成 年 月	平成 年 月

「注文者」、「工事名」の記入については、記載内容により個人の氏名が特定されることのないように注意。
(例)○ 注文者「A」、工事名「A邸植栽工事」
× 注文者「〇〇(個人名)」、工事名「〇〇邸植栽工事」

進行基準適用工事は、「請負代金の額」の欄に、進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書きで記入すること
上段: 進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書き
下段: 請負代金の総額
※小計、合計欄には当期分の完成工事高のみを加算すること。

(主な未成工事)								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
(株)〇〇工業	下請		〇〇地区植栽工事	京都府〇〇市				7,000千円	千円	平成26年 3月	平成26年 5月

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入

小計	6 件	77,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	-----	----------	----	---------------------	----

合計	10 件	85,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	------	----------	----	---------------------	----

「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記入

工事経歴書(第2号様式)の記載方法

【経営事項審査を申請する場合】(記載フローは次頁参照)

- 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載
注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載
注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

【経営事項審査を申請しない場合】

- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件まで記載
- ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

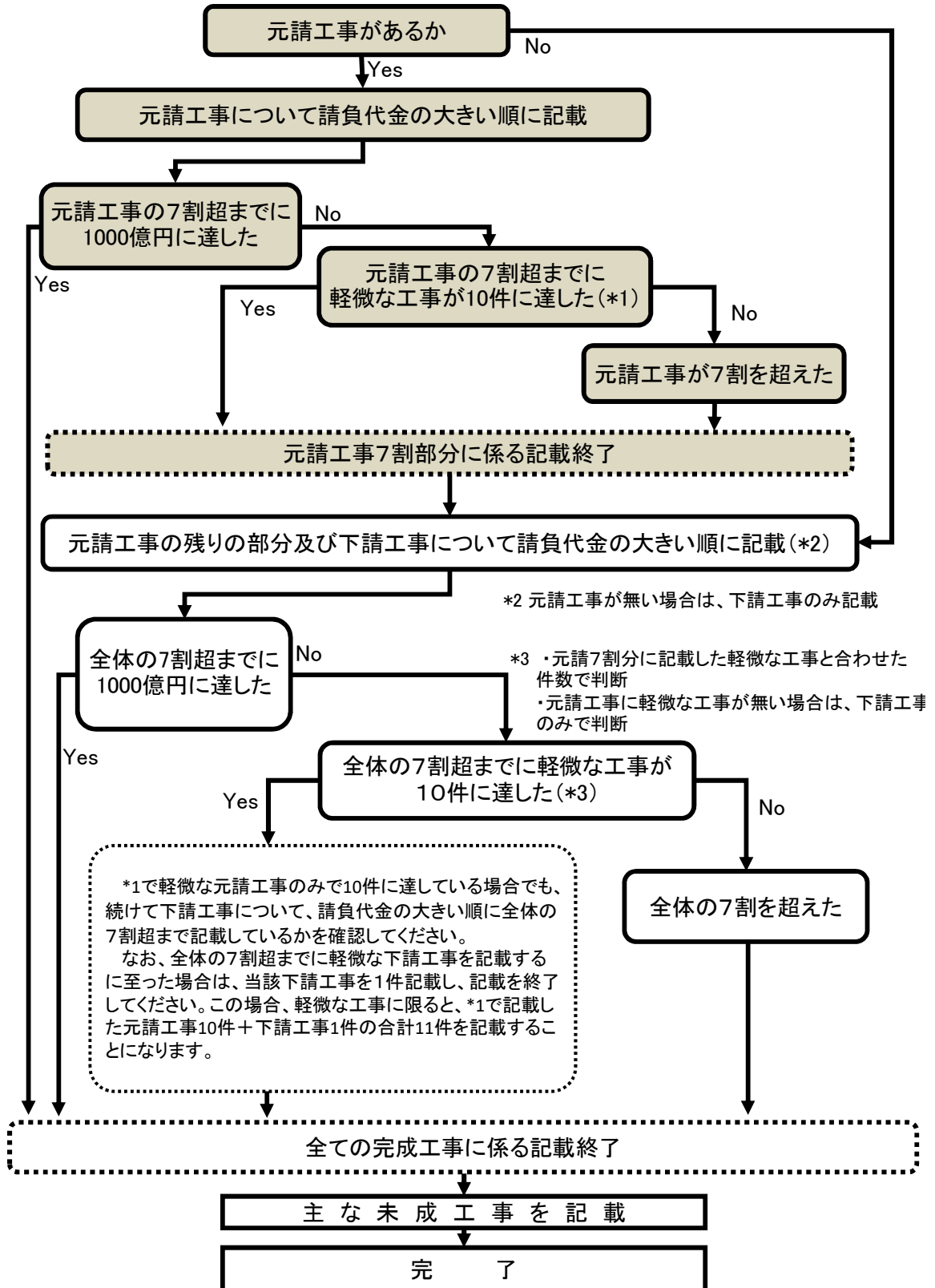
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

参考 2

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



(7) 【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額

新規申請の場合は、許可を受けようとする建設業の種類について記入。
 業種追加の場合は、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業の種類について記入。
 決算変更届の場合は、既に許可を受けている建設業の種類について記入。

該当するものにマルをする (用紙A4)

ける工事施工金額 (税込 税抜 単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			水道施設工事	その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	大工工事			
第37期 令和元年1月1日から 令和元年12月31日まで	元請	公共	150,000	0	0	15,000	0	150,000
		民間	0	50,000	10,000	0	0	100,000
	下請		0	0	500	10,000	0	150,000
	計		150,000	50,000	15,500	25,000	0	400,000
第38期 令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	元請	公共	100,000	0	0	0	0	200,000
		民間	50,000	70,000	10,000	0	0	150,000
	下請		0	0	20,000	20,000	0	100,000
	計		150,000	70,000	30,000	20,000	0	450,000
第39期 令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	元請	公共	200,000	0	0	15,000	0	300,000
		民間	0	50,000	500	0	0	100,000
	下請		0	0	15,000	15,000	0	100,000
	計		200,000	50,000	20,000	30,000	0	500,000
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

直前3年分について記載

複数枚に記入する場合は、最終ページに記入

損益計算書の完成工事高と一致すること

許可を受けようとする建設業、許可を受けている建設業が4を超える場合は、複数枚にわたり記入

省略

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(9) 【様式第6号】誓約書

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 10 月 1 日

申 請 者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
~~譲 受 人~~ 株式会社 京都府建設
~~合併存続法人~~ 代表取締役 京都 太郎
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

法人の場合は代表者、
個人の場合はその本人

記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left[\begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$ 、「地方整備局長
北海道開発局長
知事」については不要なものを消すこと

(10) 【様式第7号】常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)
0 0 0 0 2

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
 経験年数 平成20年4月 から 平成30年10月 まで 満 10年6月
 証明者と被証明者との関係 元役員

経營業務の管理責任者としての経験を有した期間を記入。年数は片落として数える。

備考 建設業法施行規則第7条第1号イ
 (1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 (2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者
 (3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者、個人の事業主等

令和 ○ 年 10 月 1 日

京都府綾部市川糸町丁畠10-2
 株式会社 綾部建築
 証明者 代表取締役 綾部 五郎

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 大} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 ○ 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町3番地5号
 申請者 株式会社 京都府建設
 届出者 代表取締役 京都 太郎

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 3 \end{matrix} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」の欄は、空位のカラムには「0」を記入。「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

大臣コード 項番17で2又は3を選択した者のみ記入する
~~国土交通大臣~~ 京都府知事 許可(特 0 1) 第 0 9 9 9 9 9 号
 許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日

記

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{ \begin{matrix} 1 \\ 9 \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 3 \\ \text{キ} \\ \text{ヨ} \end{matrix} \right\}$ 姓と名の間は1文字あける
 氏名 $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 0 \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 3 \\ \text{京} \\ \text{都} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 5 \\ \text{太} \\ \text{郎} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 10 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ 元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】
 生年月日 $\left\{ \begin{matrix} 13 \\ \text{S} \\ \text{4} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 14 \\ \text{0} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 16 \\ \text{年} \\ \text{0} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 18 \\ \text{7} \\ \text{月} \\ \text{0} \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} \text{7} \\ \text{日} \end{matrix} \right\}$
 住所 京都市左京区賀茂今井町10-4 現住所を記入

◎【変更前】

経営業務の管理責任者を変更する場合は記入
 氏名 $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 1 \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 3 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 5 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 10 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ 元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】
 生年月日 $\left\{ \begin{matrix} 13 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 14 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 16 \\ \text{年} \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} 18 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{月} \\ \text{ } \end{matrix} \right\}$ $\left\{ \begin{matrix} \text{ } \\ \text{日} \end{matrix} \right\}$

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「
(1) 「の常勤の役員 「地方整備局長 「申請者 「国土交通大臣 「般
(2) 本 人 北海道開発局長 届出者」 知事」 及び 特」
(3) 」、 の支配人 」、 知事」、 、
については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9 及び 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

(11) 【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書

別紙

(用紙A4)

申請時における職名を記入。
(例)法人:代表取締役、取締役
個人:事業主

常勤役員等の略歴書

現 住 所	京都府京都市左京区賀茂今井町10-4			
氏 名	京都 太郎	生 年 月 日	昭和 40 年 7 月 7 日生	
職 名	代表取締役			
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
	自 S 5 9 年 4 月 1 日 至 H 2 年 3 月 3 1 日	有限会社京都府工業 工事部勤務		
	自 H 2 年 4 月 1 日 至 H 1 5 年 3 月 3 1 日	株式会社綾部建築 入社 本店技術課勤務		
	自 H 1 5 年 4 月 1 日 至 H 2 0 年 3 月 3 1 日	同社	技術課長就任	
	自 H 2 0 年 4 月 1 日 至 H 3 0 年 1 0 月 3 1 日	同社	取締役就任	
	自 H 3 0 年 1 1 月 1 日 至 年 月 日	株式会社京都府建設 入社 代表取締役就任 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
			なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する		
上記のとおり相違ありません。				
令和 〇 年 10 月 1 日		氏 名 京都 太郎		

現在に至るまでの職歴を記入。
特に、建設業に関するものは全て記入。

建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「(1) 「の常勤の役員 「地方整備局長
 「申請者 「国土交通大臣 「般
 (2) 本人 北海道開発局長 及び
 届出者」 知事」 特
 (3) 」、 の支配人 」、 知事」、 、
 については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により2 2の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、2 3「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 1 9、2 4、2 8及び3 2「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 9 2 0、2 1、2 5、2 6、2 9、3 0、3 3及び3 4「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10 2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

(第二面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年有していれば、1人でも兼務可能(業務経験期間は、重複していてもよい)。

令和〇年10月1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
申請者 株式会社 京都府建設
届出者 代表取締役 京都 太郎

役職名等 会計部長
経験年数 平成24年10月 から 令和2年9月まで 満7年11月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

財務管理の業務経験を有した期間を記入。
年数は片落として数える。

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」の欄は、空位のカラムには「0」を記入。
「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

大臣コード 2 3 2 6 (項番22で2又は3を選択した者のみ記入する)
許可番号 ~~国土交通大臣~~ 京都府知事 許可(一般-01)第099999号
許可年月日 令和01年05月20日

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 2 4 マ イ (姓と名の間は1文字あける)
氏名 2 5 舞 鶴 子 (元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕)
生年月日 S 13 14 5 4 年 16 18 0 5 月 18 0 5 日
住所 京都府京都市上京区河原町通広小路_下上る梶井町465 (現住所を記入)

◎【変更前】
氏名 2 6 (元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕)
生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(13) 【様式第7号の2別紙1】常勤役員等の略歴書

別紙一

(用紙A4)

申請時における職名を記入。
 (例) 法人: 代表取締役、取締役
 個人: 事業主

常勤役員等の略歴書

現 住 所	京都府京都市左京区下鴨半木町1番5		
氏 名	福知 山子	生 年 月 日	昭和 50 年 12 月 25 日生
職 名	取締役		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 平成10年 4月 1日	株式会社京都府建設 入社 企画部勤務	
	至 平成27年 3月 31日		
	自 平成27年 4月 1日	同社 取締役就任 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 10 月 1 日		氏 名 福知 山子	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(14) 【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

別紙二

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

申請時における職名を記入。
(例)総務部長

直接に補佐する者が複数いる
場合、全員提出。

現住所	京都府京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465		
氏名	舞 鶴美	生 年 月 日	昭和 55 年 5 月 5 日生
職名	総務部長		
職歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 平成12年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	株式会社京都府建設 入社 総務部勤務	
	自 平成24年 10月 1日 至 年 月 日	同社 総務部長就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 10 月 1 日		氏 名 舞 鶴美	

現在に至るまでの職歴を記入。
特に、建設業に関するものは全て記入。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(15) 【様式第7号の3】健康保険等の加入状況

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 ○ 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5
 申請者 株式会社 京都府土木
 届出者 代表取締役 京都 太郎

許可年月日
 許 可 番 号 ~~国土交通大臣~~ 許 可 (般 特) 第 99999 号 令 和 元 年 11 月 1 日
 京都府知事

新規・許可換え新規申請の場合、許可番号及び許可年月日は空欄

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	雇用保険
本店	(15 人 3 人)	1	1	1	健康保険 ○○○ ○○○ 厚生年金保険 ○○○ ○○○ 雇用保険 ○○○○○○○○○	
京田辺営業所	(5 人 0 人)				健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
	(人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
	(人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
合計	(20 人 3 人)					

加入している場合は「1」
 適用除外の場合は「2」
 一括適用等の承認に係る営業所の場合は「3」
 を記入。

健康保険・厚生年金保険は事業所整理番号及び事業所番号、雇用保険は労働保険番号を記入

役員、個人事業主を含めた人数を記入。
 ()内は、役員、個人事業主の人数を記入。

従業員、役員等の合計を記入

■記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をこの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
 - ②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を人数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○支店等)一括」と記載すること。

■提出書類

- (1) 健康保険、厚生年金保険の加入状況の確認 申請時の直前の「領収証書又は納入証明書」の写し
- (2) 雇用保険の加入状況の確認 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し

記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「1」を記入すること。
 - (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「2」を記入すること。
 - (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「3」を記入すること。
 - (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
「申請者
この場合、「(2)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「5」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「建設業法第7条第2号 地方整備局長 国土交通大臣 一般建設業法第15条第2号」、北海道開発局長、知事、及び 特、
については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
「大臣
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の 知事 コードの欄は、現在許可を受けている行政庁が京都府の場合は、該当コード「26」を記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰め文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)④に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について該当するコード（手引き最後部にある「営業所技術者等の技術者資格・コード一覧表」のもの）を記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記入すること。

	資格要件		建設工事の種類 (項番 6 4)	有資格区分 (項番 6 5)	
一般建設業	第7条2項	イ(所定学科卒業と実務経験)	1	0 1	
		ロ(1業種につき実務経験10年以上)	4	0 2	
		ハ(国家資格者及び大臣特認)	7	手引き67～68頁を参照	
特定建設業	法第15条第2号イ(国家資格者)		9	手引き69～70頁を参照	
	法第15条第2号ロ [指導監督的実務経験(2年以上)]	第7条2項	イ(所定学科卒業と実務経験) ★	2	0 1
			ロ(実務経験10年以上) ★	5	0 2
			ハ(国家資格者及び大臣特認) ★	8	手引き69～70頁を参照
	法第15条第2号ハ▼ (大臣特認)	同号イと同等		3	0 3
		同号ロと同等★		6	0 4

※「指定建設業」の土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種について、★の資格は特定建設業の営業所技術者等にはなれない。

(17) 【様式第9号】実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**建築** 工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

実務経験の証明する業種を記入

証明者は被証明者である法人の代表者、又は個人の事業主

京都府綾部市川糸町丁島10-2
株式会社 綾部建築

証 明 者 代表取締役 綾部 五郎

被証明者との関係 元社員

【注意】
実務経験証明書は、証明者、証明する業種、技術者別に作成すること

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。
(例) 役員、社員、従業員

技術者の氏名	田辺 三郎	生年月日	S. 51. 12. 8	使用された期間	H 10年 4月から
使用者の商号又は名称	株式会社 綾部建築		実際に雇用された期間を記入	H 26年 10月まで	
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	〇〇邸新築工事 他10件			H 16年 4月から 17年 3月まで	
工事係員	〇〇マンション新築工事 他5件			H 17年 4月から 18年 3月まで	
工事係員	〇〇邸新築工事 他13件			H 18年 4月から 19年 3月まで	
工事係員	〇〇小学校体育館新築工事 他2件			H 19年 4月から 20年 3月まで	
工事係員	〇〇邸新築工事 他12件			H 20年 4月から 21年 3月まで	
工事係長	〇〇邸新築工事 他18件			H 21年 4月から 22年 3月まで	
工事係長	〇〇邸新築工事 他11件			H 22年 4月から 23年 3月まで	
工事係長	〇〇ビル新築工事 他7件			H 23年 4月から 24年 3月まで	
工事係長	〇〇スポーツセンター新築工事 他3件			H 24年 4月から 25年 3月まで	
工事課長	〇〇邸新築工事 他8件			H 25年 4月から 26年 3月まで	
工事課長	〇〇マンション新築工事			H 26年 4月から 26年 10月まで	
	具体的に記入			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
	実務経験年数の合計を記入			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入。 (例) 令和〇年〇月 会社解散のため 令和〇年〇月 事業主死亡のため 等			合計 満 10年 6月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(21) 【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	木津川市木津上戸18-1		
氏 名	山城 四郎	生 年 月 日	昭和 38 年 12 月 30 日生
営 業 所 名	京田辺営業所	所属する営業所の名称を記入する	
職 名	営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 10 月 1 日		氏 名 山城 四郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第十一号「建設業施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成する。ただし、役員等を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」・「経営業務の管理責任者の略歴書」をもって、これに代えることができる。

記入方法については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」等の記入例を参照のこと。

(22) 【様式第14号】株主（出資者）調書

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>京都 太郎 乙訓 二郎 綾部 六郎 ○○ ○○</p> <div data-bbox="151 633 518 781" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>株主又は出資者が法人である場合は、その商号又は名称を記入。 個人である場合は、その者の氏名を記入。</p> </div>	<p>京都市左京区賀茂今井町10-4 向日市上植野町馬立8 綾部市川糸町10-2 ○○○○○</p>	<p>50,000株 30,000株 25,000株 25,000株</p> <div data-bbox="1038 633 1337 781" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>株数を記入するときは「○○株」とし、出資の価格を記入するときはその単位を必ず記入し「○○円」等とする。</p> </div>
<p>総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記入すること。</p>		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること

(23) 【様式第20号】 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 45 年 4 月 1 日	京都府建設 創業 ←	創業年月日を記入（建設業以外の業を含む）。 法人成りした場合、個人時代も含めて記入すること。
	昭和 52 年 4 月 1 日	株式会社京都府建設に法人成り（資本金1,000万円）	
	平成 5 年 11 月 1 日	京田辺営業所開設	
	平成 16 年 2 月 25 日	資本金増資 3,000万円	
	平成 21 年 10 月 10 日	資本金増資 5,000万円	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		創業以後、最初に許可を取得した年月日を記入。 法人成りした場合、個人時代も含めて記入すること。

建設業の登録及び許可の状況	昭和 53 年 8 月 10 日	京都府知事許可（般-53）第09999号（土、と、ほ、園、水）	
	平成 6 年 5 月 20 日	業種追加 京都府知事許可（般-6）第09999号（建、大、屋、管、内）	
	平成 14 年 8 月 10 日	般特新規 京都府知事許可（特-14）第09999号（土、と、ほ、園、水）	
	年 月 日		許可の更新については記入しない
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし ←	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(24) 【様式第20号の2】所属建設業者団体

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>〇〇法人 〇〇協会</p> <div data-bbox="204 465 699 586" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">未加入の場合は「該当なし」と記入して添付する</div>	<p>平成7年7月7日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

(25) 【様式第20号の3】主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p>〇〇銀行 〇〇支店</p> <p>↑</p> <p>金融機関名に加えて、支店・営業所・出張所等の区別まで記入</p>		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

(26) 【様式第2号の2】変更届出書（第一面）

(用紙A4)

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

00006

届出事項にマルをつける

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、

- ① 商号又は名称
- ② 営業所の名称、所在地又は業種
- ③ 資本金額
- ④ 役員等の氏名
- ⑤ 個人業者の氏名
- ⑥ 支配人の氏名
- ⑦ 建設業法施行令第3条に規定する使用人
- ⑧ 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
- 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

令和〇年10月1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

「旧許可年月日」の欄は「001234」のように空位のコラムには「0」を記入。許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
届出者 代表取締役 京都 太郎

大知事 項番 3 5 2 6 国土交通大臣 許可(一般特) 0 1 第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日

法人番号 3 6 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 2 国税庁から通知された13桁の番号を記入する

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	京都府興業(株)	(株)京都府建設	令和2.8.20	
営業所の所在地	宇治市宇治若森7-6	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3-5	令和2.8.20	
郵便番号	611-0021	602-8570	令和2.8.20	
代表取締役	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	
取締役	大和 京四郎	—	令和2.8.22	退任
取締役	—	京都 一	令和2.8.22	就任
役員等の氏名(経営業務の管理責任者の変更)	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	経営業務の管理責任者 就任・離任
営業所技術者	丹後 八郎	乙訓 二郎	令和2.8.22	本店

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更】とする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係るものを記入すること。

営業所技術者等の変更の場合、本店もしくは該当の支店名(営業所名)を記入する

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金

商号又は名称のフリガナ 3 7 キ ヨ ウ ト フ ケ ン セ ツ

商号又は名称 3 8 (株) 京 都 府 建 設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 キ ヨ ウ ト タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 京 都 太 郎

主たる営業所の所在地市区町村 4 1 2 6 1 0 2 都道府県名 京都市 市区町村名 京都市上京区

主たる営業所の所在地 4 2 下 立 売 通 新 町 西 入 藪 ノ 内 町 3 一 5

郵便番号 4 3 6 0 2 - 8 5 7 0 電話番号

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

コラム欄は変更事項のみ記入する

連絡先

所属等 営業第一課 氏名 京都 花子 電話番号 075-414-5222

ファックス番号 075-414-5243

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」 「般
及び
特」
については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば ①②のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□のように左詰め、
「大臣」
5 ③⑤「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）
知事」
の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば ①②③④又は①月①日①のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 ③⑥「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 ③⑦「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 ③⑧「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株) A建設 (有))

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 ③⑨「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 15 ④⑩「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

16 4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

17 4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 2 1 1 3 のように記入すること。

18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 5 2 5 3 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

「資本金額

19 4 4又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 8 1「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更

する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載要領

1 「地方整備局長

北海道開発局長 「国土交通大臣 及び 「般 知事」 については、不要のものを消すこと。 知事」 、「特」

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 [5][5]「許可番号」の欄の [5][5]コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について「大臣 知事」

別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

(30) 【別記第1号様式】変更届出書

別記第1号様式(第1条関係)

変 更 届 出 書

令和〇年10月1日

京都府知事許可 1 第099999号

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号

株式会社京都府建設

届出者 代表取締役 京都 太郎

京都府知事

殿

届け出る事業年度を記入

事業年度(第39期令和元年7月1日から令和2年6月30日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

提出書類に○をつける

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 健康保険等の加入状況
(4) 貸借対照表及び損益計算書 (5) 株主資本等変動計算書及び注記表
(6) 事業報告書 (7) 附属明細書 (8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数
(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧 (11) 定款

記載要領1

「 一般特」については、該当するものを○で囲むこと。

2 (1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(31) 【様式第22号の5】譲渡及び譲受け認可申請書

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

(用紙A4)
00101

譲 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書
(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

法人の場合は代表者、
個人の場合はその本人

令和 ○ 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

申請者

譲渡人 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設

代表取締役 京都 太郎
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21

譲受人 株式会社 南丹土木
代表取締役 園部 都子

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許 可 番 号	項 番	3	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
認 可 申 請 年 月 日	0 2	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	

譲渡及び譲受けの年 月 日 0 3 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ← 事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載

譲渡及び譲受けの理由 (例) 「会社事業の整理」、「個人事業の法人化」等 事業譲渡の理由を簡潔に記載

譲渡及び譲受けの価 50,000,000円 ← 事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載

引き続き使用する許可番号 0 6 2 6 国土交通大臣 許可 (般-02) 第 0 9 9 9 9 9 号 ← 承継後に使用する許可番号を記載 (原則、譲渡人の番号)。ただし、譲受人が許可を有している場合は、当該許可番号も選択可能。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 0 7 2 1 1 2 1 1 2 2 2 1 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 0 8 3 5 10 15 25 30 1 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 0 9 ナ タ ン ド ボ ク 濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない 1 0 (株) 南 丹 土 木 姓と名の間は1文字あける

代表者又は個人の氏名のフリガナ 1 1 ソ ノ ベ ミ ヤ コ 支配人の氏名

代表者又は個人の氏名 1 2 園 部 都 子

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 3 2 6 2 1 3 都道府県名 京都府 市区町村名 南丹市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 1 4 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入。

郵便番号 1 5 6 2 2 - 0 0 4 1 電話番号 0 7 7 1 - 6 2 - 1 5 2 7

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする

法人又は個人の別 1 6 1 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 6 0 0 0 0 (千円) 法人番号 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 3

兼業の有無 1 7 1 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許 可 番 号 1 8 2 6 国土交通大臣 許可 (般-02) 第 0 8 8 8 8 8 号 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)□ A建設 □
B建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

(32) 【様式第22号の7】合併認可申請書

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

(用紙A4)
00111

合併認可申請書
(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和〇年10月1日

地方整備局長
 北海道開発局長
 京都府知事 殿

合併の当事者となる全ての法人が連署してください。
 許可の承継元、承継先はもちろんのこと、許可は有していないが合併により消滅する法人の記載も必要です。

申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
 株式会社 京都府建設
 代表取締役 京都 太郎

京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
 株式会社 南丹土木
 代表取締役 園部 都子

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事

許可番号 項番 国土交通大臣 知事 行政庁記入欄には記入しない 号 許可年月日 令和 年 月 日

認可申請年月日 令和 年 月 日

合併年月日 令和 年 月 日

合併理由 (例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 合併の理由を簡潔に記載

合併の価格 50,000,000円 合併契約で定めた合併の対価を記載

大臣 コード 知事

引き続き使用する許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般) 第 号

許可後に使用する許可番号を記載(原則、合併消滅法人の番号)。ただし、合併存続法人が許可を有している場合は、当該許可番号も選択可能。

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

合併後に営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 合併後に存続する法人が有することになる許可について記載 ※新設合併の場合は記載しない

商号又は名称のフリガナ ナ タ ン ド ボ ク 濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

商号又は名称 (株) 南 丹 土 木

代表者の氏名のフリガナ ソ ノ ベ ミ ヤ コ

代表者の氏名 園 部 都 子 市区町村コード表(手引き72頁)を参照

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 2 6 2 1 3 都道府県名 京都府 市区町村名 南丹市

合併後の主たる営業所の所在地 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入。

郵便番号 6 2 2 - 0 0 4 1 電話番号 0 7 7 1 - 6 2 - 1 5 2 7

ファックス番号 右詰で記入し、空位の欄は空白とする

資本金額等 資本金額又は出資総額 (千円)

法人番号 国税庁から通知された13桁の番号を記入する

(第2面)

第2面は、合併消滅法人が複数ある場合、「17」「18」を除いて、全ての合併消滅法人について作成する。
※合併により消滅する法人で建設業許可を有していない法人については不要

兼業の有無 1 7 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

大臣知事コード 申請時点で合併後存続する法人が有している許可について記載 ※新設合併の場合は記載しない

許可番号 1 8 2 6 国土交通大臣 京都府知事 許可(特-02)第0888888号 許可年月日 令和02年08月20日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 1 9 2 1 1 2 (1. 一般) (2. 特定)

申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載

商号又は名称のフリガナ 2 0 キ ヨ ウ ト フ ケ ン セ ツ 一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入

商号又は名称 2 1 (株) 京都府建設 濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない 姓と名の間は1文字あける

代表者の氏名フリガナ 2 2 キ ヨ ウ ト タ ロ ウ 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いて記入。

代表者名 2 3 京 都 太 郎 市区町村コード表(手引き72頁)を参照

主たる営業所所在地市町村コード 2 4 2 6 1 0 2 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市上京区

主たる営業所所在地 2 5 下 立 売 通 新 町 西 入 藪 ノ 内 町 3 - 5

郵便番号 2 6 6 0 2 - 8 5 7 0 電話番号 0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 2

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする

資本金額等 2 7 資本金額又は出資総額 4 5 10 (千円) 5 0 0 0 0 法人番号 13 15 20 25 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 2

兼業の有無 2 8 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

大臣知事コード 申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載

許可番号 2 9 2 6 国土交通大臣 京都府知事 許可(特-01)第0999999号 許可年月日 令和01年08月20日

国税庁から通知された13桁の番号を記入する

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

申請内容に係る行政庁からの質問等に回答できる者について、その所属、氏名、電話番号を記入

連絡先

所属等 営業第一課 氏名 京都 花子 電話番号 075-414-5222

ファックス番号 カラム欄に記入する字体について
法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票による

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建設
B 建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

- こと。
- 13 1 2又は2 3「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 1 3「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は2 4「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 1 4「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は2 5「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1 1 3 のように記入すること。
- 16 1 5又は2 6のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111 のように左詰めで記入すること。
- 17 1 6又は2 7のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「大臣
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類知事」
に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 1 9「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

(33) 【様式第22号の8】分割認可申請書

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

(用紙A4)
00121

分割認可申請書
(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和〇年10月1日

申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
代表取締役 京都 太郎
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
株式会社 南丹土木
代表取締役 園部 都子

分割の当事者となる全ての法人が連署してください。
許可の承継元、承継先はもちろんのこと、
許可は有していないが分割により権利義務を承継させる法人の記載も必要です。

地方整備局長
北海道開発局長
京都府知事 殿

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事 国土交通大臣 許可 (一般)

許可番号 01 行政庁記入欄には記入しない

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

認可申請年月日 令和 02 年 01 月 01 日

分割年月日 令和 03 年 02 月 01 日
(吸収分割)分割契約で定めた効力発生日
(新設分割)分割計画書で定めた新設分割立会社の設立日

分割の理由 04 (例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 分割の理由を簡潔に記載

分割の価格 05 50,000,000円 分割契約(分割計画書)で定めた分割の対価を記載

大臣 コード 知事 国土交通大臣 許可 (特) 02

引き続き使用する許可番号 06 26 第 09999999 号
許可後に使用する許可番号を記載(原則、分割被承継法人の番号)
ただし、分割承継法人が許可を有している場合は、当該許可番号も選択可能。

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07 21121111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09 ナン タンド ボク
法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない

商号又は名称 10 (株) 南丹土木
濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

代表者の氏名のフリガナ 11 ソノベ ミヤコ
市区町村コード表(手引き72頁)を参照

代表者の氏名 12 園部 都子

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 26213 都道府県名 京都府 市区町村名 南丹市

分割後の主たる営業所の所在地 14 園部町小山東町藤ノ木21
登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入。

郵便番号 15 622-0041 電話番号 0771-62-1527

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする

資本金額又は出資総額 16 4560000 (千円)

法人番号 国税庁から通知された13桁の番号を記入する
20000020260003

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例 □（株）□ A 建設 □
□ B 建設 □（有）□ □

種類	略号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

- 12 1 1又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

(34) 【様式第22号の6】誓約書

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

(用紙A4)

譲渡及び譲受け、合併分割認可申請の際に使用する様式
※様式第6号、様式第22号の11と混同しないように注意

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 10 月 1 日

申請者

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪
ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
代表取締役 京都 太郎
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
株式会社 南丹土木
代表取締役 園部 都子

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

京都府知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

(35) 【様式第22号の10】相続認可申請書

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(用紙A4)

00131

相続認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和〇年10月1日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

申請者 相続人 京都府木津川市木津上戸18-1 山城建築 山城 一郎

行政庁側記入欄
大臣 コード 知事
許可番号 01310 号
許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
認可申請年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
行政庁側記入欄には記入しない

被相続人の死亡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
引き続き使用する許可番号 0426
国土交通大臣 京都府知事 許可(般-01)第0777777号

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 05
認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 06
商号又は名称のフリガナ 07 ヤマシロケンチク
商号又は名称 08 山城建築
氏フリガナの氏名 09 ヤマシロイチロウ
被相続人との続柄 11 子

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 12 26214
相続後の主たる営業所の所在地 13 上戸18-1
郵便番号 14 619-0214
電話番号 0774-72-1151
ファックス番号

兼業の有無 15 2 (1.有)
大臣 コード 知事
許可番号 1626
国土交通大臣 京都府知事 許可(般-02)第0666666号
許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 「国土交通大臣 「般
知事」 及び 特」
については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。

5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。

6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。

9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12 12又は22「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 13又は23「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。

14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する知事」

るコードを記入すること。また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

(36) 【様式第22号の11】誓約書

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

(用紙A4)

相続認可申請の際に使用する様式
※様式第6号、様式第22号の6と混同しないように注意

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和〇年10月1日
申請者 山城建築 山城 一郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

京都府知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」